



平成23年4月18日

各 位

会 社 名 株式会社 DPGホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松田 純弘
(コード番号3781 名証セントレックス)
問合せ先 IRグループマネージャー 篠塚 剛
(0 3 - 5 4 6 4 - 3 0 6 0)

第三者調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成23年3月11日付「第三者調査委員会の設置のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、過年度決算の訂正のおそれがある事象に関し、第三者調査委員会を設置し、調査を進めてまいりましたが、本日、同調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

調査報告書の概要は別紙のとおりであります。なお、本報告書には、社外の個人名に関しては、個人情報等を考慮し匿名を使用しております、また当社がすでに開示した過去の周知の事実に関しても記載を省略しておりますが、調査報告書の概要につきましては、同調査委員会の同意を得ております。

当社といたしましては、同調査委員会の提言を厳粛に受け止め、本報告書を踏まえた当社の対応を検討いたします。その結果等につきましては、後日開示予定であります。

添付資料「調査報告書（概要）」

以上

平成 23 年 4 月 18 日

調査報告書（概要）

第三者調査委員会

委員長 弁護士 豊田 賢治

委員 公認会計士 能勢 元

委員 公認会計士 山田 幸平

1 用語の定義

本書においては、以下、次のとおり用語を定義する。

- (1) DPG 貴社
- (2) SP 株式会社 SPARKS
- (3) SA 株式会社エスエー
- (4) TG 株式会社トラストゲート
- (5) CVC クレッシュェンドベンチャーキャピタル株式会社
- (6) 松田氏 DPG 代表取締役
- (7) 上山氏 SP 代表取締役社長
- (8) 江口氏 SP 代表取締役副社長
- (9) 和中氏 元 SA 支配人、元 SP 支配人和中宣明氏
- (10) A 氏 SA 代表取締役
- (11) B 氏 元 SA 代表取締役
- (12) C 氏 CVC 代表取締役
- (13) D 氏 上山の知人

2 調査に至る経緯

(1) SP における平成 20 年 9 月の資産「営業権」の計上

- ① SP は、平成 20 年 9 月、SA から、TG を介して、中華宅配事業“チャイナクイック”（15 店舗）を代金 2 億円で譲り受けたとのことであった（事業譲渡契約書あり）。同社はかかる代金 2 億円を、同社代表である上山氏からの借入れにより調達したとのことであった。同社は、事業譲受により 2 億円を資産「営業権」として計上し、その後の振替及び償却の結果、平成 21 年 12 月末日で営業権として 1 億 5088 万 9960 円を計上した。
- ② 上山氏の SP に対する 2 億円の貸付金の内 1 億 5000 万円は D 氏の上山氏に対

する同額の貸付金を原資としていたとのことであったが、最近になり、D氏が実際は1億5000万円の貸付を行っていなかった可能性が浮上した。また、SAを原告とする訴訟事件において、代金を2億円とする事業譲渡契約書とは異なる「営業譲渡契約」が証拠提出された。

- ③ ここに至り、事業譲渡代金が実際は2億円ではなかった可能性、また、そもそも事業譲渡代金が支払われていない可能性が浮上した。仮に事業譲渡代金が2億円ではなく、譲渡代金が支払われていなかったとすれば、SPにおける平成20年9月の資産「営業権」2億円の計上が不適切な会計処理であった可能性がある。

(2) SPにおける平成21年9月の増資

- ① SPは、上山氏からの借入れ2億円について借り換えがあったとして、平成21年9月に借入先（債権者）を12人に分散させていた。
- ② その後、12人の債権者の各債権について20%の債務免除を受けた上、残った80%分の債権を現物出資させることにより、SPは12人に同社の新株式を発行し、もって資本金の額を1800万円から9800万円に増加させた。
- ③ 前述のとおり、そもそも上山氏のSPに対する貸付債権は架空のものであった可能性があり、しかも、12人の債権者は（債権者となるについて）何らの出捐もしていないことが判明した。つまり、12人の債権者は全員が名義貸しであったことになる。
- ④ ここに至り、SPにおける平成21年9月の増資が実態のないものであった可能性が浮上した。仮に増資が架空のものであったとすると、SPにおける1800万円から9800万円への資本金の額の増加は不適切な会計処理であった可能性がある。

(3) SPにおける平成21年12月の資産「長期未収入金」の計上

- ① SPは、平成21年12月21日にDPGの完全子会社となったところ、それと前後して、同社を当事者とする訴訟事件（隠されていたもの）が多数発覚した。
- ② DPGは、和中氏の行方が知れないため、SP代表の上山氏と江口氏と協議し、両氏をしてSPに対する損失補填を約束してもらい、その後、合計4億円の準消費貸借契約（平成21年12月30日付）を締結させた。
- ③ SPは、平成21年12月末日において、上記準消費貸借契約に基づき、資産「長期未収入金」4億円を計上した。
- ④ しかし、上記準消費貸借契約（平成21年12月30日付）が実際に締結されたのは実際には平成22年1月末ころであったことが判明した。仮に当該契約が実質的にも平成21年12月に成立していないとすれば、SPにおける平成21年12月の資産「長期未収入金」4億円の計上は不適切な会計処理であった可

能性がある。

3 調査事項

- (1) 平成 20 年 9 月 24 日付、SP と TG の事業譲渡契約に係る営業権（のれん）の計上について
- (2) 平成 21 年 9 月 23 日付、SP 株主総会決議による増資に係る資本金及び資本準備金の計上について
- (3) 平成 21 年 12 月 30 日付、SP の代表取締役 2 名による、準消費貸借契約に係る長期未収入金の計上について

4 調査の概要

(1) 委員の構成

本件調査に携わった当委員会の委員は、弁護士 1 名と公認会計士 2 名である。その他、当委員会の委嘱により弁護士 1 名が本件調査を補助した。委員及び補助弁護士は、いずれも過去に DPG の依頼により職務を行ったことがなく、利害関係のない独立の専門家として公正な意見を表明することができる立場にある。

(2) 調査の方法

本件調査においては、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠し、過去に開示されている DPG の有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等の記載内容を踏まえ、DPG 及び SP の会計データ、DPG 又は関係者から提供された会計帳簿、試算表、各種議事録、契約書その他資料を検証し、それらに加えて関係者に対するヒアリングを実施することにより事実関係を明らかにすることとした。

5 本件調査の結果として認定した事実関係

(1) 平成 20 年 9 月のチャイナクイック事業の譲渡契約関連

- ① 平成 20 年 8 月ころ、SA は、「チャイナクイック」との名称で中華料理のデリバリー事業（以下「チャイナクイック事業」という。）を行っており、そのための店舗を約 38 店運営していた。しかし、その経営状態は非常に悪く、相当数の店舗で家賃の滞納や費用の未払いを生じさせており、SA の資金繰りは逼迫していた。
- ② そのころ、和中氏は、SA の代表取締役であった A 氏の信任を得て、SA の経営再建に関して影響力を行使するようになっていた。
- ③ 同年 9 月 2 日、A 氏は SA の代表取締役を退任し、B 氏が SA の代表取締役に就任した。また、それまで SA の取締役であった 2 名の取締役は、同日、取締役を解任された。

- ④ 平成 20 年 9 月のチャイナクイック事業の譲渡は主に和中氏が企画立案したものである。
- ⑤ 事業譲渡契約に関する事実関係
- ア チャイナクイック事業の譲渡に関する SA と TG 間の平成 20 年 9 月 15 日付「営業譲渡契約」が存在する（かかる「営業譲渡契約」について、その成立の真正を疑わせる事情は特にない。）。その内容は概略次のとおりである。
- (ア) 承継される店舗はチャイナクイックの店舗 15 店
- (イ) 対象事業の譲渡代金は「弐億円より引受債務額を差し引いた金額」
- (ウ) 譲渡代金の支払方法は「2008 年 9 月 15 日に譲渡金の一部として金七千萬元也」、「残金を 2008 年 9 月 30 日まで」
- (エ) TG は労働契約関係を承継しない。
- (オ) TG はチャイナクイック事業に必要な人員を新規に雇用する。
- イ チャイナクイック事業の譲渡に関する TG と SP 間の平成 20 年 9 月 24 日付「営業譲渡契約」が存在する（かかる「営業譲渡契約」について、その成立の真正を疑わせる事情は特にない。）。その内容は概略次のとおりである。
- (ア) 承継される店舗はチャイナクイックの店舗 15 店（「13 店舗」との記載があるが、店舗一覧には 15 店舗表示されている。）
- (イ) 対象事業の譲渡代金は「弐億円より引受債務額を差し引いた金額」
- (ウ) 譲渡代金の支払方法は「譲渡金として金壹億五千萬円を 2008 年 10 月 1 日まで」
- (エ) SP は労働契約関係を承継しない。
- (オ) SP はチャイナクイック事業に必要な人員を新規に雇用する。
- ウ 以上からすると、元々 SA に帰属していたチャイナクイック事業の内特定の 15 店舗の事業は、平成 20 年 9 月 15 日に TG に譲渡され、同月 24 日に TG から SP に譲渡されたことになる。
- エ しかし、SA から TG に対する事業譲渡と TG から SP に対する事業譲渡は時期が極めて近接しており、それぞれの契約書の形式や内容が非常に似通っており、それぞれの代金の支払いが同日に行われたこととされていること、現実に TG において 15 店舗の事業が運営された形跡がないことその他の事情を総合考慮すると、事業譲渡の当事者に TG が入っているのはいわば三社間の通謀であり、真実は SA から SP に対して直接 15 店舗の事業が譲渡されたというべきである。
- オ なお、平成 20 年 9 月 24 日付「営業譲渡契約」とは別途、TG と SP 間の同日付「事業譲渡契約書」が存在するが、かかる「事業譲渡契約書」は

平成 21 年 11 月に作成されたものであり、平成 20 年 9 月当時の TG と SP 間の合意内容を示すものとはいえない。

- ⑥ 平成 20 年 9 月のチャイナクイック事業の譲渡は、SA においては「事業の重要な一部の譲渡」（会社法第 467 条第 1 項第 2 号）に該当し、原則としてその契約を承認する株主総会決議が必要となる。しかし、その前後において当該譲渡契約を承認する株主総会決議がなされた形跡はない。
 - ⑦ もっとも、SA の株式は 100%（あるいは少なくとも約 95%）A 氏の保有であり、A 氏が事業譲渡の直前に自ら代表取締役を退任し、B 氏に SA の経営を委ねたこと、A 氏が平成 20 年 9 月 15 日付「営業譲渡契約」に SA の代表者の登録印を押捺することを承諾していたこと、事業譲渡があったことを前提に SA の従業員のほとんどが解雇されたこと、事業譲渡があったことを前提に SA が契約当事者となっていた賃貸借契約を含む各種契約は解約され、あるいは SP の名義に切り替えられたことその他の事情を考慮すれば、実質的には SA の株主総会決議（それと同視すべき 100%株主の決定）があったと見るべきであり、仮にそうでないとしても、SA は信義則上株主総会決議の欠缺を主張することができないというべきである。
 - ⑧ 以上から、SA から SP に対する平成 20 年 9 月のチャイナクイック事業（15 店舗）の譲渡は有効に成立したものと見えるが、その代金 1 億 5000 万円の支払は未了である可能性が高い。
 - ⑨ DPG が代金支払の根拠として挙げるのは、D 氏が上山氏に対し 1 億 5000 万円を貸し付けた旨の平成 20 年 9 月 29 日付「金銭借用書」、上山氏が SP に対し 2 億円を貸し付けた旨の同日付「金銭借用書」、TG 名義の SP 宛て同月 30 日付 1 億 5000 万円の領収書及び SA 名義の TG 宛て同月 30 日付 1 億 5000 万円の領収書である。しかし、D 氏の上山氏に対する 1 億 5000 万円の貸し付けの事実がなかったことが認められ、上山氏の SP に対する 2 億円の貸し付けの事実もなかったことが認められ、SP においてそれら以外に代金支払の原資があったとは考えられず、1 億 5000 万円相当の出金の記録も存在しない。よって、上記各領収書はいずれも実態を表していないものである可能性が高い。
- (2) 平成 21 年 9 月 23 日開催の SP 株主総会の決議による増資関連
- ① SP は、平成 20 年 10 月 1 日以降、SA (TG) から承継したチャイナクイック事業（15 店舗）を運営していたが、厳しい経営状態が続いていた。
 - ② そのため、平成 21 年 6 月か 7 月ころから、和中氏は、チャイナクイック事業の再売却先を模索し、数社にアプローチしていた。
 - ③ そのうち数社がチャイナクイック事業に興味を持ち、売却交渉が進んだものの、買収の前提として行われた SP のデュー・デリジェンスの結果、いずれも破談となった。

- ④ 引き続き再売却先を模索していた和中氏は、同年7月か8月ころ、DPGの代表取締役である松田氏と親しい間柄でCVCの代表取締役であるC氏にチャイナクイック事業の買収の話を持ち込んだ。一方で、C氏は、債務超過状態にあり上場廃止の危機にあったDPGのファイナンスや経営建て直しについて、松田氏から相談を受けていた。
 - ⑤ こうした状況のなかで、C氏は、チャイナクイック事業を運営するSPを株式交換によりDPGの子会社とすることでDPGの債務超過の回避を図ることを思い立ち、同年8月下旬ころ、松田氏に対しSPを株式交換で買収する話を持ち込んだ。
 - ⑥ DPGとCVCは、DPGがSPを株式交換により買収することを本格的に検討し始め、同年10月ころから、SPの株価算定の作業を開始した。しかし、株価算定の基礎となるSPから提供された会計資料は粉飾されたものであった。
 - ⑦ CVCは株価算定の基礎となるSPの帳簿を事後的に調整しており、DPGもこれを容認していた。SPの帳簿において長期借入金として計上されていた上山氏からの借入れ2億円及びその他短期借入金の一部について借入先12名への振替がなされたことは、後に根拠のないものであることが判明した（当該12名とSPの間でそれぞれ平成20年10月30日付金銭消費貸借契約書が作成されているが、いずれも実態のないものである。）。
 - ⑧ 同年10月末ころ、（上記振替の結果による）12名の債権者の債権の現物出資により募集株式を発行する旨のSPの同年9月1日付取締役会議事録（なお、SPは取締役会非設置会社であり、厳密には、単なる取締役間協議の議事録といえる。）や同年9月23日付臨時株主総会議事録が作成され、同年11月9日、その旨（発行済株式の総数3600株増加、資本金の額8000万円増加）の登記申請がされた。
 - ⑨ 以上の経緯からすると、SPにおいて実際に同年9月1日に取締役会が開催されたと認めることはできず、同年9月23日に臨時株主総会が開催されたと認めることもできない。
- (3) SPの代表取締役2名とSP間の平成21年12月30日付準消費貸借契約関連
- ① 平成21年12月15日ころ、SPがSAから平成20年9月のチャイナクイック事業の譲渡契約の無効を主張する訴訟を提起されていたことが発覚した。
 - ② 同月20日ころ、和中氏との連絡が取れなくなった。
 - ③ 同月21日、SP事務所に、訴状等多数が入った和中氏からの荷物が届いた。
 - ④ ここに至り、SPが多くの係争案件を抱えており、その多くについて帳簿上負債として計上されるべきであるのに計上されていないという問題を含むことが判明した。
 - ⑤ 同月中に、DPGとCVCから上山氏と江口氏に対する責任を問う意見が出た。

- ⑥ 上山氏と江口氏は、SPの代表取締役として責任を負担する意向を表明した。
- ⑦ 平成22年1月21日ころ、DPG内において、上山氏と江口氏にそれぞれ1億円の損失負担をさせる話が出ていた。
- ⑧ 同年2月2日ころ、SPにおいて上山氏と江口氏に損失補てんをさせることを決議した旨の平成21年12月30日付SP取締役会議事録（なお、SPは取締役会非設置会社であり、厳密には、単なる取締役間協議の議事録といえる。）が作成された。また、同じころ、上山氏が2億7000万円、江口氏が1億3000万円の損失補てんをする旨のDPG宛ての平成21年12月30日付覚書が作成され、SPと上山氏との平成21年12月30日付2億7000万円の準消費貸借契約書及びSPと江口氏との平成21年12月30日付1億3000万円の準消費貸借契約書が作成された。
- ⑨ さらに、同じころ、SPと上山氏の間で2億7000万円の返済時期を変更する旨の平成22年1月31日付準消費貸借変更契約書が作成され、また、SPと江口氏の間で1億3000万円の返済時期を変更する旨の平成22年1月31日付準消費貸借変更契約書が作成された。

6 当委員会の評価

(1) SPとTG間の平成20年9月24日付事業譲渡契約に係る営業権（のれん）の計上について

- ① 当委員会は、SPは平成20年9月24日にSAからチャイナクイック事業（15店舗）を譲り受けたが、その代金1億5000万円を支払っていないと評価する。
- ② SPは、これまで、TGからチャイナクイック事業（15店舗）を譲り受け、その代金2億円を上山氏からの借入れ2億円をもって支払ったことを前提に会計処理をしていたことが認められるので、誤った会計処理がなされていたことになる。
- ③ 譲り受けた資産・負債の差額（＝純資産）と譲渡対価の間に差額が生ずる場合、会計処理上、当該差額は「営業権（のれん）」として計上されることになる。それゆえ、譲渡対価の額に変更がある場合には差額概念である「営業権（のれん）」の額も変更されることになる。
- ④ 譲渡対価の額を1億5千万円として捉えた場合には、譲渡対価の額は5千万円減少することになり、事業譲り受け時の「営業権（のれん）」の取得額も5千万円だけ少なく計上されることになる。
- ⑤ 「営業権（のれん）」計上後の償却額についても、2億円を取得額とするのではなく、1億5千万円を取得額として算定されることになる。
- ⑥ 他方、平成21年12月末時点における「営業権（のれん）」帳簿価額については減損損失の認識テストが行われており、その結果として割引前将来キャッ

シュ・フローの総額がチャイナクイック事業に係る「営業権（のれん）」及び有形固定資産の帳簿価額を上回っていることを確認した書面が残されており、減損損失の認識は行われていない。しかしながら、当該テストの前提となるSPの事業計画は一連の会計粉飾が判明する前に作成されたものであるため、判明した後となつては当該計画に依拠したことが妥当であったか否かについて疑念が残るところである。

- ⑦ DPGにおいて本件調査事項の会計処理の妥当性について改めて検討されるに当たっては、SPの事業計画を見直した上で平成21年12月末時点における減損損失の認識テストを再度行うことが望ましいものとする。
 - ⑧ 本件調査の結果、事業譲渡時の対価は支払われていないものと評価している。対価の支払いが未了であることが事実と判明した場合には、SPはTGに対する「未払金」を計上することが望ましいものとする。もっとも、この点については、訴訟においてSPが支払い済みであると主張しており、SPが当該主張を維持する限りは「未払金」の計上を行うことには矛盾が生ずることになる。よって、対価の支払いの有無についてはDPGにおいて再度確認されることが望ましいものとする。
- (2) 平成21年9月23日開催のSP株主総会の決議による増資に係る資本金及び資本準備金の計上について
- ① 事実として平成21年9月23日にSPの臨時株主総会は開催されていないと認定すべきであるが、同日に株主総会決議により新株が発行された外形が調べられ、代表取締役が新株を発行し、それに沿った登記がなされていることが認められる。
 - ② 会社法は、新株発行の無効について訴えをもってのみ主張することができるとしており、しかもその出訴期間は6箇月に限られている（会社法第828条第1項第2号）。出訴期間内に新株発行無効の訴えが提起された事実は認められない。なお、新株発行が不存在であれば、出訴期間の制限はないと解されるが（会社法829条）、本件において新株発行が不存在とまでいふべき根拠は乏しい。
 - ③ よって、平成21年9月23日の新株発行は一応有効と認めることができ、当該新株発行に伴う資本金及び資本準備金の増加も一応有効というべきであり、この点に関する会計処理に誤りはない。
 - ④ もっとも、増資に関連して4000万円の債権放棄があったものとして、同額の債務免除益が計上されているが、この点については、本件調査においては放棄対象となる債権が仮装であるという心証が持たれているところである。それゆえ、当該債務免除益の計上仕訳についてはDPGにおいて再検討されることが望ましいものとする。

- ⑤ また、SPが当該増資に係る財産価格填補責任を追及するに至った場合には当該責任追及に対応する「未収入金」の計上がDPGにおいて検討されるものと推察されるところである。この際は、当該「未収入金」の回収可能性について慎重に検討されることが望ましいものとする。
- (3) SPの代表取締役2名とSP間の平成21年12月30日付準消費貸借契約に係る長期未収入金の計上について
- ① 平成21年12月30日時点で、同日付準消費貸借契約に記載の内容での合意が成立していたとは認められない。
- ② 本件は会計上、「認識」と「測定」の観点に区分して、それぞれ妥当性を評価すべきとする。
- ③ まず、「認識」については、未収入金は『金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）』（以下、金融商品会計基準という。）の第4項に記載される「金融資産」に相当するものであり、金融商品会計基準の第7項では、金融資産の契約上の権利を生じさせる契約を締結したときには、原則として当該金融資産の発生を認識しなければならない旨の記載がある。
- ④ 「測定」については、通常であれば平成21年12月30日付準消費貸借契約に記載されている金額をもって計上されていけば問題はないものと考えられる。
- ⑤ 本件調査の結果、平成21年12月30日時点においては準消費貸借契約に記載された事項については大まかな合意があったとしても、正式な契約には至っていないと認められる。したがって、平成21年12月末時点においては「長期未収入金」を認識する前提となる契約が存在しないことになるため、同時点において「長期未収入金」を計上することは誤った会計処理となる。
- ⑥ もっとも、金融商品会計基準の第7項でいうところの「契約を締結したとき」の解釈として大まかな合意も内包されるという見方に立つ場合には、平成21年12月末時点において「長期未収入金」を計上することには一定の合理性があるものと推察されるところである。
- ⑦ この場合、大まかな合意のみでは会計処理における「認識」の要件は満たしたとしても、契約金額が未定ということで、会計処理を行う上で「認識」と並んで重要な要素であるところの「測定」の要件までは満たさないのではないかという疑いが生ずるところではある。思うに、金額の確定時期が平成22年1月末頃であるとするならば、当該時期はSPの決算作業期間に当たるため、たとえ決算日後に金額が確定したとしても、それは「修正後発事象」に該当するものとして平成21年12月期の決算に取り込むことには一定の合理性があるものと推察されるところである。
- ⑧ それゆえ、「契約を締結したとき」の解釈として大まかな合意も内包されるという見方に立つ場合には、金額の確定時期が決算日後であったとしても「長

期末未収入金」を計上することには一定の合理性があるという解釈も成り立ち得るものといえよう。

- ⑨ また「違約損失補償金」は特別利益として会計処理されているため、この場合には企業会計上の実現主義の原則が斟酌されることになり、平成 21 年 12 月末時点において SP が代表取締役 2 名から現金又は現金同等物（未収入金）を受領しているか否かが焦点となる。平成 22 年 1 月以降には、代表取締役 2 名の役員報酬から一定の額が SP に対する損失補填として充当されており、「長期未収入金」の回収が実際に行われていることに着目すると、平成 21 年 12 月末時点において「違約損失補償金」を計上することについて一定の合理性はあるものと推察されるところである。
- ⑩ もっとも、役員報酬の減額された金額のみでは「長期未収入金」の回収には相当の期間を要することになるため、4 億円全額を利益計上するか否かについてはより慎重な検討がなされる必要があるものと推察されるところである。
- ⑪ 他方、「長期未収入金」の相手勘定科目が、損失補てんという実態から収益ではなく「費用・損失のマイナス」として取り扱われるのであれば、別の見方をすることが可能である。すなわち、費用の計上については発生主義の原則に従って行われることが『企業会計原則』によって要請されているところである。この場合、平成 21 年 12 月末時点において代表取締役 2 名が SP に生じた各種の費用・損失を補填することについて同意したことを起点として、平成 21 年 12 月期に計上された費用・損失から一定額を控除する会計処理を行うことには発生主義の観点から鑑みるに一定の合理性があるものと推察されるところである。
- ⑫ 以上のように、本調査事項については「契約を締結したとき」の解釈及び「長期未収入金」の相手勘定科目の性質の解釈によって複数の会計処理が成り立ち得ることになる。そのため、DPG において本調査事項の会計処理の妥当性について改めて検討されるに当たっては当時の状況を踏まえてより一層の慎重な検討を行ったうえで会計処理を選択されることが望ましいものと思料される。

7 当委員会による提言

(1) 基本的な考え方

- ① DPG の関係者においては、平成 21 年 9 月ころから平成 22 年 3 月ころにかけて、上場維持、そのための債務超過の回避を最優先課題として意識するあまり、真実を尊重する意識が低下していたといわざるを得ない。その結果、以下のとおりの不適切な事象が発生している。
- ② デュー・デリジェンスの未実施について

DPG は SP との株式交換契約の検討に際し、デュー・デリジェンスを実施していない。

未実施の理由としては(i)株式交換を平成 21 年 12 月末までに完了するためには残された時間が限られていたこと(ii)チャイナクイック事業の話を持ち込んだのが DPG の代表取締役である松田氏と親しい間柄であった CVC の代表取締役である C 氏であったことが挙げられる。とはいえ、上場企業の経営者としては軽率な判断であったと評価せざるを得ない。とりわけ SP に関しては DPG 以外にもチャイナクイック事業の買収を検討した企業が数社存在し、デュー・デリジェンスを行った結果、買収しないことを選択しているため、DPG においても同様にデュー・デリジェンスを実施していれば SP の粉飾会計を把握し、株式交換に至らずに済んだのではないかという見方が出来るため、デュー・デリジェンス未実施の責任は重いものと思料される。

③ 作成日付遡及の容認について

文書の作成日付は、文書の証明力の基礎として非常に重要であり、それが安易に変動させられることがあってはならない。作成日付遡及が許容されるのは、当該日付において一定の事実が存在することが明らかであり、単にその事実関係の文書化のみが若干遅れたような場合に限定されるべきである。しかし、DPG 又は SP においては、以下のとおり、許されるべきではない文書の作成日付遡及を容認していたことが認められる。

- ア 12 名と SP 間の平成 20 年 10 月 30 日付「金銭消費貸借契約書 13 通（実際の作成日は 12 通について平成 21 年 10 月 29 日以降、残りの 1 通について同年 12 月 17 日以降）
- イ SP の株主総会に関する上山氏名義の平成 21 年 9 月 23 日付「臨時株主総会議事録」（実際の作成日は平成 21 年 10 月 29 日以降）
- ウ 12 名名義の SP 宛て平成 21 年 9 月 24 日付「株式引受証」（実際の作成日は平成 22 年 10 月 29 日以降）
- エ 12 名名義の SP 宛て平成 21 年 9 月 24 日付「債務不存在の確認書」（実際の作成日は平成 22 年 2 月 4 日以降）
- オ 上山氏及び江口氏名義の DPG 宛て平成 21 年 12 月 30 日付「損失補填に関する覚書」（実際の作成日は平成 22 年 1 月 31 日以降）
- カ SP と上山氏間の平成 21 年 12 月 30 日付「準消費貸借契約書」（実際の作成日は平成 22 年 1 月 31 日以降）
- キ SP と江口氏間の平成 21 年 12 月 30 日付「準消費貸借契約書」（実際の作成日は平成 22 年 1 月 31 日以降）
- ク SP の取締役会に関する平成 21 年 12 月 30 日付「取締役会議事録」（実際の作成日は平成 22 年 2 月 2 日以降）

④ 内容虚偽の文書の容認について

内容虚偽の文書の作成やその行使は、真実を誤らせ、虚偽の事実を基礎に別の行為が積み重ねられるなど弊害が大きいので、特段の事情のない限り許されないというべきである。しかし、DPG 又は SP においては、以下のとおり、許されるべきではない内容虚偽の文書の作成やその行使がなされ、又は少なくともそれらの行使が容認されていたことが認められる。

ア DPG 名義の平成 21 年 11 月 9 日付「株式会社 SPARKS 株主様面談記録」

イ 上山氏名義の DPG 宛て平成 21 年 12 月 16 日付「経緯報告書」

⑤ 不正確な情報の開示について

上場会社においては、基本的な義務として、正確な企業情報を過不足なく正確に開示することが求められる。DPG においては、財務数値に関するものを除いても、以下のとおり不正確な開示がなされていたことが認められる。

ア 平成 21 年 11 月 11 日付プレスリリース「株式交換による株式会社 SPARKS の完全子会社化に関する株式交換契約締結及び主要株主である筆頭株主の異動について」は、「(5) その他 当社は、スパークスの役員及び株主並びにその関係者が反社会的勢力との繋がりが無いことを、当社代表取締役による当該者への面談を通じて確認しております。」との記載部分が虚偽である。また、「(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等 ① 算定の基礎及び経緯 a. 第三者機関によるスパークスの企業価値算定結果、算定方法及び算定根拠」において、「J-Force による DCF 法に基づくスパークス株式価額算定に際しては、スパークスより提出した利益計画資料等を前提とし、独立した専門家としての必要な分析・修正を実施し下記のとおり算定されております。」とする点が不正確である。

イ 平成 22 年 2 月 5 日付プレスリリース「当社の子会社である株式会社 SPARKS の訴訟等に関する対応及び社内調査の経過報告(その 2)」は、「1:平成 21 年 12 月末までの対応について」において「SPARKS では、平成 21 年 12 月 30 日取締役会を開催し、代表取締役 2 名に対し、訴訟の提起及び支払督促等の損害に対する損失補てんを求め、これを受けて代表取締役 2 名はそれに同意し、同日 400,000 千円の損失補てんを SPARKS に行うこととなりました。」とする部分が不正確である。

(2) 具体的施策について

① 会計処理の是正

「6 当委員会の評価」の項に記載した通り、本件調査事項となった 3 件についてはいずれも平成 21 年 12 月期における会計処理について見直す余地が存在するため、DPG においては本報告書受領後、速やかに検討されることが

期待される。

② 開示情報の是正

ア 平成 21 年 11 月 11 日付プレスリリース「株式交換による株式会社 SPARKS の完全子会社化に関する株式交換契約締結及び主要株主である筆頭株主の異動について」は、真実に沿った訂正が期待される。

イ 平成 22 年 2 月 5 日付プレスリリース「当社の子会社である株式会社 SPARKS の訴訟等に関する対応及び社内調査の経過報告(その 2)」は、より正確な内容への訂正が期待される。

③ 社内体制の是正

デュー・デリジェンスの未実施という事態が生じた一つの要素として、DPG のコーポレート・ガバナンスにおいて主たる役割を担っているところの取締役会及び監査役による代表取締役に対する監視機能が十分に発揮されていなかったことを指摘する必要があるものと思料される。そのため、DPG において今後同種の過ちが起こらないようにするためにも取締役会及び監査役の活性化のための諸施策を検討されることが期待される。

④ 内部統制の再構築

DPG は少人数組織であることを理由として、内部監査部門としての専任者は設置されておらず、管理本部長による内部監査が実施されている旨が DPG の有価証券報告書（平成 21 年 12 月期）に記載されている。しかし今回の事態を踏まえて、今後 DPG の内部統制の再構築を図るうえでは、他部署から独立した内部監査室の新設及び内部監査が形骸化しないための諸施策を検討することが期待される。

⑤ 関係者の責任追及

ア 平成 20 年 9 月のチャイナクイック事業の譲受に関しては、代金未払いに伴う遅延損害金の負担、係争費用の負担等が SP に生じる可能性が高い。かかる増加費用は、和中氏及び上山氏が職務を怠った結果によるものである可能性が高いのであり、SP として、同二氏への責任追及を検討することが期待される（もっとも、既に追及されているとも考えられる。）。

イ SP における平成 21 年 9 月の新株発行においては、出資財産である債権が架空のものであり、資本の空洞化が生じている。SP として、かかる空洞を埋めるべく、引受人に対して不足額の填補を求め（会社法第 212 条第 1 項第 2 号）、取締役として関与した上山氏及び江口氏に対して連帯填補責任を追及すること（会社法第 213 条第 1 項、第 3 項）を検討することが期待される。

以 上